



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料 4

# 多文化共生の推進に関する研究会資料

## 医療・保健・福祉について

令和2年3月17日

厚生労働省

# 目次

- ・ 外国人患者受入れ環境の整備等の推進 . . . P 2
- ・ 利用者支援事業について . . . P 4
- ・ 国民健康保険の加入促進等について . . . P 5

厚生労働省事業

注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

## 都道府県向け支援

### 地域の外国人患者受入体制整備等を協議する場の設置 1.7億円(1.6億円)

- 都道府県に地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議等を行う【補助】

### 医療機関の外国人対応に資するワンストップ窓口の設置 2.4億円(2.4億円)

- 都道府県に、医療機関等から寄せられる外国人対応に関する日常的な相談から複雑な課題にも対応できるワンストップ型の相談窓口を設置する【補助】

### 地域における外国人患者受入れ体制のモデル事業 0.3億円(0.3億円)

- 都道府県において、地域特性に応じた外国人患者受入れ体制モデルを構築する【補助】※5都道府県程度

### 医療機関の外国人対応に資する夜間休日ワンストップ窓口 2.2億円(2.2億円)

- 都道府県におけるワンストップ窓口の機能を補完するため、国において夜間・休日における医療機関からの相談に対する相談窓口を設置する【委託】

## 医療機関向け支援

### 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 0.5億円(0.5億円)

- 電話医療通訳の団体契約を通じて、医療機関における電話医療通訳の利用を促進【補助】※5団体程度

### 希少言語に対応した遠隔通訳サービス 2.2億円(2.2億円)

- 民間サービスが少なく、通訳の確保が困難な希少言語について、医療機関向けの遠隔通訳サービスを提供【委託】

### 医療通訳者・医療コーディネーター配置等支援事業 0.5億円(0.5億円)

- 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関への医療通訳者等の配置や、当該医療機関の体制整備を支援するための情報提供や助言を実施【補助】※10箇所程度

### 医療コーディネーター等養成研修 0.7億円(0.8億円)

- 医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、医療コーディネーター等の養成研修等を実施【委託】

# 地域ごとの多様な関係者による情報共有と連携の仕組みの構築に向けた支援 (都道府県単位の協議会及び医療機関向けワンストップ窓口の開設支援)



2018  
モデル事業の実施

2019  
全都道府県に向けた  
対策協議会及びワンストップ窓口の設置支援

2019.10  
都道府県を補完する  
夜間ワンストップ窓口の開始

2020

○5都道府県(北海道・東京都・三重県・京都府・大阪府)で、主に訪日外国人を念頭に、地域における関係者の会議体の設置や実態把握等の初期的な対応にかかるモデル事業を開始

- 2019年度から、都道府県が協議会を設置する場合は、国が支援するスキームを開始
- 同時に、都道府県が医療機関向けのワンストップ窓口を設置する場合も、国が支援するスキームを開始

○ 2018年度に実施したモデル構築事業の結果も踏まえた都道府県向けの支援マニュアル※を公開し、都道府県の医療機関支援をサポート

○ 2020年度も全国47都道府県分のワンストップ&協議会設置支援の予算を確保しており、早期の地域における体制整備を目指す

※2019年度末を目途に、厚労科研・研究班で検討中

○ 関係者による議論の場を設置し、関係者間の連携強化を図る。



2019年度10月末からは、厚生労働省において、都道府県のワンストップ窓口を補完する夜間休日の相談窓口を開設。対応結果等について、都道府県へのフィードバックも開始

○ 地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定。

# 利用者支援事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

## 3つの事業類型

### 基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

#### 【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
  - 子育て支援に関する情報の収集・提供
  - 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援  
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

#### 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等  
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

### 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

### 母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○補助単価（令和2年度予算案）

【基本事業】	基本型	特定型	母子保健型
	7,505千円	3,006千円	9,274千円

※母子保健型は、職員が専任の場合

【加算事業】	夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応（新規）
	1,365千円	735千円	1,072千円	1,820千円	805千円	728千円

○実施か所数の推移

（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
29年度	611	371	915	1,897
30年度	720	375	1,183	2,278

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

【令和元年度から実施】多言語対応加算

外国人子育て家庭等が、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声通訳システム等を導入し、多言語対応への取組を実施した場合の加算

# 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日)の 医療保険関係ポイント

## (医療保険の適正な利用の確保)

- 健康保険について、引き続き、海外居住者の被扶養認定の厳格な認定を実施  
また、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、原則として国内居住要件を導入し、その際、一定の例外を設ける【令和元年5月22日公布、令和2年4月1日施行】
- 国民健康保険について、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に市町村が入国管理局に通知する枠組みについて、通知対象を拡大【平成31年1月7日通知発出】  
また、被保険者の資格の得喪に関し、市町村が関係者に報告を求めることができる旨を明確化【令和元年5月22日公布、同日施行】
- 出産育児一時金について、審査を厳格化【平成31年4月1日通知発出】
- なりすましについて、医療機関が必要と判断する場合に、本人確認書類の提示を求めることができるよう必要な対応を行う【令和2年1月10日通知発出】

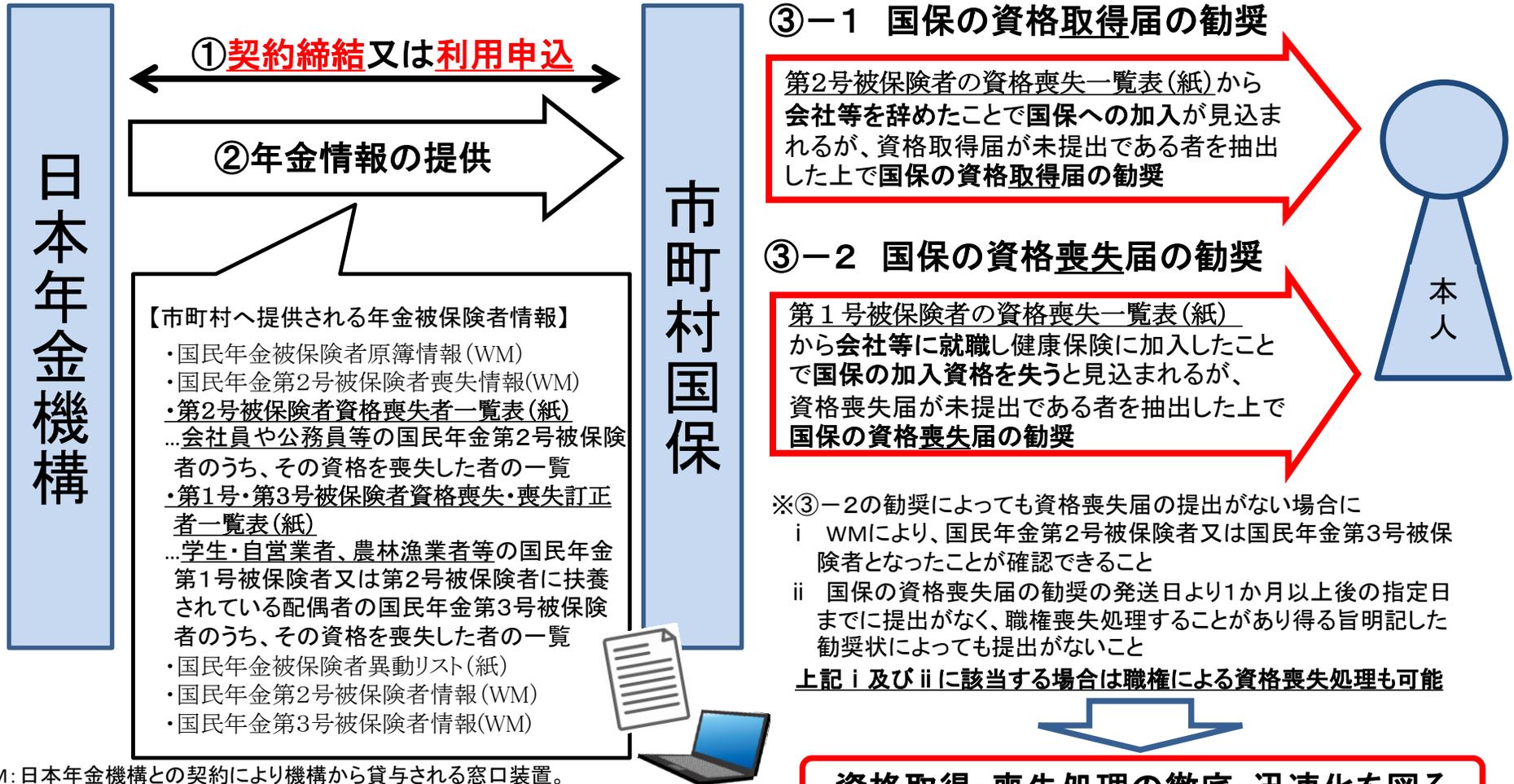
## (社会保険への加入促進)

- 国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進【平成31年3月29日通知発出】
- 新たな在留資格による外国人(本年4月からの特定技能1号・2号)について、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項等を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を実施【令和2年4月から実施予定】
- 新たな在留資格による外国人(本年4月からの特定技能1号・2号)について、国民健康保険・国民年金の保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請等を不許可とする【平成31年4月1日より実施】

# 年金被保険者情報の活用による国保の資格取得・喪失処理の徹底について

- 平成21年2月から、日本年金機構(発足前は旧社会保険庁)と市町村との間で覚書を締結することにより、全ての市町村で年金被保険者情報(「市区町村用ねんきんネット」と「紙のリスト」)を国保事務に活用することが可能となった。
- また、平成31年4月から、①契約締結により「年金相談用WM」、又は、②(「紙のリスト」の国保事務)利用申込書兼利用契約同意書の提出により「紙のリスト」をそれぞれ国保事務に活用することが可能となった。
- さらに、日本年金機構では「市区町村用ねんきんネット」を令和元年12月末に廃止し、令和2年1月以降は日本年金機構から市区町村に契約締結により貸与する「ねんきんネットWM」を国保事務に利用することを可能にした。  
※ 現在、「市区町村用ねんきんネット」の覚書により「紙のリスト」を国保事務に利用している市区町村が、引き続き、令和2年1月以降も国保事務に利用する場合については、上記②の(「紙のリスト」の国保事務)利用申込書兼利用契約同意書の提出が必要になる。

## <資格に関する届出がない被保険者に対する年金情報の活用>



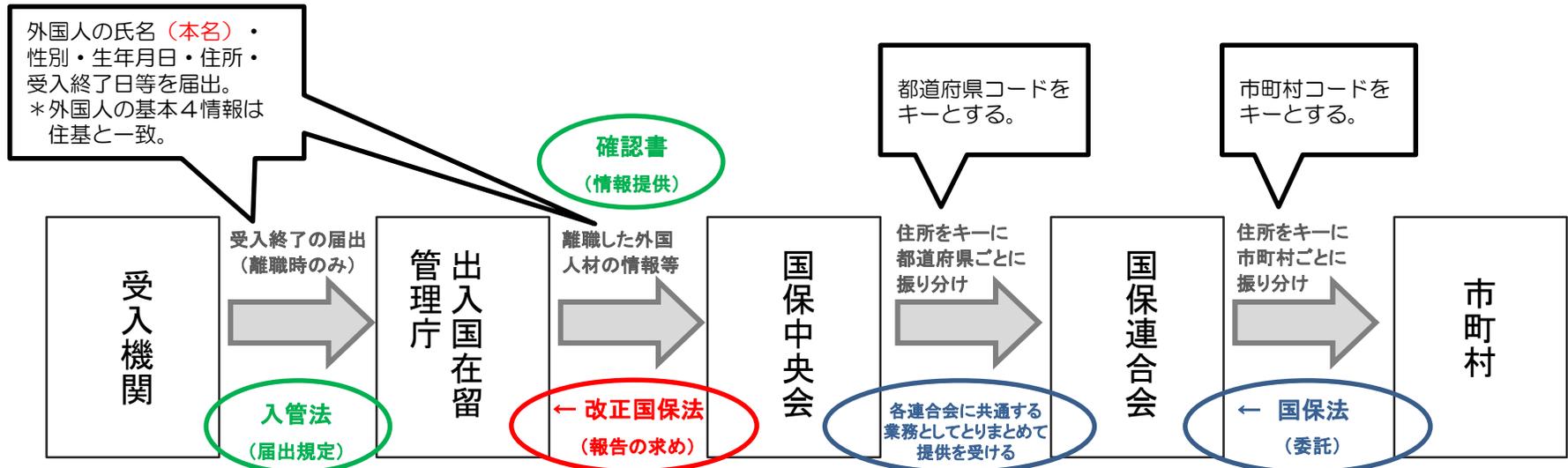
(注)WM:日本年金機構との契約により機構から貸与される窓口装置。

# 外国人材の受入拡大に伴う国保への加入促進に係る情報連携について

令和2年2月18日 全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料

- 平成31年4月に、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設等を内容とする改正入管法が施行され、外国人材の受入れが開始。こうした外国人材の国保への加入を促進するためには、関係行政機関が連携して取り組む必要。
- 厚生労働省では、実務的な観点から法務省等との間で検討を進めてきたが、以下のような情報連携のスキームを構築したいと考えており、都道府県におかれても引き続き市町村への周知及び取組の推進についてご協力をお願いしたい。
- なお、法令上、市町村が「出入国在留管理庁に報告を求める事務」を国保連合会に委託(国保中央会に再委託)するという構成になることから、各市町村と国保連合会との間で当該事務に係る委任契約の締結をお願いしている。

## 市町村において、「出入国在留管理庁→国保中央会→国保連合会」経由で、入国・離職した外国人材の情報の提供を受け、外国人材に対する加入勧奨を実施



◎国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ※赤字部分を追加(健保法等改正法: 令和元年5月15日可決・成立、同月22日公布・施行) ※(資料の提供等)

第一百三條の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

(連合会又は支払基金への事務の委託)

第一百三條の三 保険者は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は支払基金に委託することができる。

- 一 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六条第一項又は第二項の規定による保険料の徴収、第八十二条第一項の規定による保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務